S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.291

2018.11.25

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address: 23rd Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail: siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

(取材編集協力) 有限会社 S&I JAPAN http://www.s-i-

asia.com/about_us/about_us5、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当:鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~事務所より~

~編集者より~

記事目次

- ~タイ・イノベーション省設立のためには現政権下では奇跡が必要とされる~
- ~タイ・スワンナプーム空港第2ターミナルの建築家は訴訟の準備を進める~
- ~タイ・政府医薬品局(GPO)会長は、大麻合法化には、食品医薬品局からの通知
- が一番手っ取り早いと述べる~
- ~タイの学生発明家がインドで大勝利の旗を掲げる~
- ~タイの鉄道投資提案に対し日本が拒否したことを再確認する~
- ~タイの工場の強制捜査で総額 1,000 万バーツ相当の偽化粧品が押収された~
- ~タイにとって、中国と日本の間の雪解けは好ましい~
- ~タイ東部経済回廊のビジョンが土地利用案から見えてきた~
- ~タイは HIV/Aids 治療薬製造の承認を得る~
- ~タイは東部経済回廊向けの人材開発を行える教育機関設立へ動く~
- ~タイの政府職員はタイー中国経済協定に同意する~
- ~タイの空港を結ぶ高速鉄道に対する入札に、CP グループと BTS グループが応札 する~
- ~タイと日本はともにイノベーションセンターを設立する~
- 絶されなければ知的財産局が訴えられると警告している~
- ~タイの内閣は大麻の医療使用を許可するが、5年後の再審査を求める~
- ~ タイの活動家は大麻特許の請求に対し反撃する/タイ政府批判家は、知的財産局は国益を毀損していると主張する~
- ~タイの大麻特許問題が周囲に拡大する~
- ~タイ医薬品法は新薬の登録のスピードアップを支援する~
- ~夕イの活動家は大麻特許出願の拒絶は十分ではないと主張する~
- ~タイへの外国からの大麻特許出願は独占の恐怖を引き起こす~
- ~タイ・ドイトンコーヒーが日本航空で提供される~
- ~ベトナムは TPP11 を批准する~

<u>~中国の e-コマ−スに"Ababis"や"Star Wnrs"などの偽造商品がおびただしく流</u>
入する~

~東アジア地域包括的経済連携の問題に進展が見られた~

~事務所より~

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを11月25日付けで更新しました。

(12月、1月の祝祭日のお知らせ)

12月は、5日及び10日が祝祭日です。

弊所の年末年始休業期間は、12月28日から1月4日までとなります。

(憲法44条に基づく首相指令による特許審査促進策について)

昨年2月に公表された首相命令について、11月25日現在、未だ指令は発動されておらず、待ちの状態が続いています。弊所は、いつでも促進策を利用できる環境を整備するべく、弊所代理の特許出願にかかる自主補正書提出を急ぎ処理しております。

~編集者より~

前回の続きから始めたい。インドネシア特許制度において、日系現地法人が活動する上で、ハードルとなる点を前回紹介してみた。①ライセンス登録義務、②実施義務回避のための回答書提出 である。 これらは、権利化へのハードルではなく、操業する際にハードルとなり得るという観点からである。 そして、その続きとなるのが、③先使用権の公証(証明) である。

東南アジアで活動する日系企業は、現地国では特許登録はされていないが、技術を日本から持ち込み実施している事例が多々ある。その場合、その技術を先使用権として登録(公証)しておくと、後願他社の特許に基づく権利主張に対して、実施を継続できるという安心材料となる。 この先使用権の主張について、2016年改正インドネシア特許法には、第14条から18条に規定がある。 特に第15条には、

- 「(1) 第 14 条にいう発明を実施する者は、前記同一の発明に対して特許を付与された後に先使用権者として認められるにすぎず、その者は大臣に対して先使用者として申請を行う。
- (2) 先使用者としての認定は、所定の要件を満たし且つそれに対する手数料を納付した後に先使用者証明書の形態で大臣より与えられる。
- (3) 先使用者としての権利は当該同一の発明に対する特許の満了と同時に満了する。」(ジェトロ仮訳)

となっており、つまり大臣からの先使用者証明書を受けなければならない。 この 方法は、他の国のような公証による証明とは、全く違うやり方となっている。

先使用権の公証というのは、公証内容に企業機密情報(操業データ、設計製作図面、 品質内容など)を含んでいるというは、言うまでもない。従って、公証や登録証明 方法には、その機密性を担保する手段が必要である。

比較したいのが、タイの公証実務である。タイでは、タイ特許法第36条第2項が 根拠となり、公証人資格を持つ弁護士が、公証を行う。 日本のように公証役場は 存在しないため、一切公共機関は関らないで公証できる。封印された保管箱は、公 証依頼者の手元(日本親企業、タイ現地法人など)で保管される。

従って、公証が完了した封印された保管箱は、その後、裁判所法廷でのみ開封可能とされるのである。 情報の機密性という点は、実によくできた実務となっていると、私は感じる次第である。これとは違い、中国での公証は、公証処が関与し、保管箱も公証処で管理される。 公証役場が管理をするといってもその機密性が担保できるのかどうかは、昨今の中国でのノウハウ遺漏事件を聞くにつけ、私には大いに疑問が残る。

そこで、これと比較し、インドネシアではどうなるであろうか。大臣の証明が必要 であるため、その先使用内容を大臣に対しすべて開示しなければならないであろう。 また、その申請を受理する担当官にも当然、開示が必要であろう。この場合の機密 性というのは、中国で公証を行う以上に大いに不安が残るのである。

インドネシアでの実務がまだ構築されていないようであれば、機密性を考慮した実務を構築してほしい。 また、公証をもっと簡便に行う手続きを考えてほしいと思う。 おそらく構築できるのは、日本企業及び日本知財専門家であろうと期待する。

この「簡便に行う手続き」という意味は、先使用の対象となる技術を実施している場は、非常に展開が早いので、例えば昨年公証を行っても、次年度は、生産ライン増設や改造が頻繁に行われるため、その都度、公証が必要となるためである。とにかく、日本とは違い製造現場での進展は速度が速いという実状がある。

上述したように、東南アジア(他の国の実務には不案内だが)での先使用権公証実務において、標準化もされておらず、大いに改善しなければならない点が出てきている。 是非とも、法改正の場や政府との意見交換の場を通じて日本政府や関連団体は日本企業が東南アジアでのビジネス活動を円滑に行うために、先使用権の証明を機密性を保持しつつ取り易くするよう要求してほしいものである。

参考情報)「先使用権制度に関する調査研究報告書」平成 23 年 3 月 日本国際知的財産保護協会 (平成 22 年度 特許庁委託)

「企業経済活動の変化等と先使用権に関する考察」知財管理 Vol.56 No.7 2006 「中国における先使用権保全手続き実施の考察」パテント Vol.61 No.6 26-32

~タイ・イノベーション省設立のためには現政権下では奇跡が必要とされる~

タイ教育省(Ministry of Education: MOE)Udom Kachintorn 副大臣によると、 大学における研究とイノベーションを進行するための新たな省を設置する試みは、 必要とされる法を承認するかどうかの、今週の内閣の決断にかかっている。 新た な、高等教育・イノベーション・研究・科学省(Ministry of Higher Education, Innovation, Research and Science)は、教育省傘下の高等教育委員会事務局 (Office of Higher Education Commission)および科学技術省(Ministry of Science and Technology: MOST)を統合するものである。この新たな省のアイデ アは、Suwit Maesincee 教育大臣によって提出されたもので、政府は、タイの研 究およびイノベーション奨励政策を告知できるよう、総選挙前に計画を完了するこ とを求めた。 そのためには、3つの法律を成立させる必要がある。 臣は、3 法案はともに8月に内閣に送付されたが、原則承認されたのは高等教育法 (Higher Education Law)のみで、残る2法案は、ほとんど進展していない、と述 べた。 明日、内閣で、新たな省設置のために必要な2法案が承認されない場合、 提出期限である 11 月 30 日より前に国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)に法案を提出完了するための十分な時間がなくなるため、計画 は保留されるであろう。 Udom 副大臣は、遅れは、研究機関と科学技術省の間で、 新たな省の傘下にいるかどうかの調整がつかなかったことにより引き起こされた、 と述べた。同副大臣は、当初、私たちは、新たな省が来年2月までに設立されて運 営開始されると予測していたが、現状では総選挙前の設立には奇跡が必要である、 と述べた。同副大臣は、現在、タイの大学は研究における資金と明確な戦略を欠い ていることから、新たな省が真に必要である、と述べた。それによると、計画され ている省のもとで、高等教育・研究開発ファンド(Higher Education and Research Development Fund)、研究・社会開発ファンド(Research and Social Development Fund)、競争力ファンド(Competitiveness Fund)の3つのファン ドが設立予定である。

(2018年10月15日、バンコクポスト)

~タイ・スワンナプーム空港第2ターミナルの建築家は訴訟の準備を進める~

スワンナプーム国際空港に、新たに建設予定の旅客ターミナルのデザインにおいて勝利を手にした、タイで著名な建築家であり、DBALP(Duangrit Bunnag Architectural Co.)の社長である Duangrit Bunnag 氏は、昨日、タイ空港公社 (Airports of Thailand, AOT)が開催したターミナルデザインにおけるフォーラムの際に、タイ王立工学会 (Engineering Institute of Thailand, EIT)及びメディア

会社 2 社を名誉毀損により訴える予定であると述べた。入札には DBALP を含むコンソーシアムを含む 4 つのコンソーシアムが参加し、当初の勝者である SA Group は金額の点で覆されていた。何人かの評論家は、Duangrit Bunnag 氏の新たな空港ターミナルのデザインは、世界的に名高い日本人建築家の隈研吾氏がデザインした橋に類似しており、剽窃を犯したのではないか、との懸念を示している。 SA Group は、AOT は不公正な扱いをしたとして政府に苦情を申し立てており、訴訟を起こすとの計画がある。 EIT を含むその他の機関は、Duangrit 社長のデザインの適性に対し懸念を示したほか、 DBALP のその他の不正行為も非難した。 Duangrit 社長は、全てを否定している。 新しいターミナルビルには、14 の空港エプロンと駐機スポットが建設され、2021 年にオープン予定である。

(2018年10月17日、バンコクポスト)

~タイ・政府医薬品局(GPO)会長は、大麻合法化には、食品医薬品局からの通知が一番手っ取り早いと述べる~

タイにおいては、政府医薬品局(Government Pharmaceutical Organization,GPO)の推奨が採用された場合、来年 1 月から治療目的の大麻の使用が可能となる。現在、大麻は違法な麻薬としての扱いで、所持及び使用は犯罪行為であるとし懲役刑が科される。しかしながら、最近、タイの幾つかの機関が、大麻抽出物はアルツハイマー病、パーキンソン病及び癌を含む数種の疾患治療に役立つと結論付けた。これまでに、医療目的の大麻合法化に向けた幾つかの法案が起草されたが、そのやり方は、患者がこの医薬成分ヘアクセスするには最適ではないようだ。昨日、チュラロンコーン大学の法学部で行われたフォーラムの際に、Sopon Mekthon 博士は、GPO の会長及び保健省の Piyasakol Sakolsatayadorn 大臣アドバイザーとしての立場の許す範囲内で、タイ食品医薬品局(Food and Drug Administration,FDA)を介した通達が、医療現場へ治療目的の大麻の利点を伝えることが一番の近道であり、プラユット首相による憲法第 44 条発動よりも早い、と述べた。Sopon博士は、Piyasakol 大臣が来月、医療大麻合法化を宣言する FDA の発表に署名した場合、抽出物は来年の早い段階から使用できるようになる、と述べた。また

Sopon 博士は、今回のアイデアは 10 月 19 日に首相へ提案されると聞いている、と述べた。GPO は先月末に、医療現場で使用する為の研究開発目的で、近日中の合法化を見込んだ上で、100 キロの大麻を受領した。なお、チュラロンコーン大学の Kanongnij Sribua-iam 法学部准教授は、薬事法の主要目的は、不法な薬物の禁止であるから、薬事法は医療大麻合法化に役立つアプローチではないので、患者の為に長い目で見ると、タイは大麻に特定した法を提案するべきである、と述べた。また、チュラロンコーン大学医学部の Thiravat Hemachudha 教授は、イギリスはたった 6 週で大麻を効果的に合法化したのであり、タイも同様に急ぐべきである、と述べた。同教授は、約 200,000 人のアルツハイマー病患者、150,000 人のパーキンソン病患者や更に多くの癌患者が、大麻の有効成分より利益を得られるであろうと指摘した。

(2018年10月19日、タイネーション)

~タイの学生発明家がインドで大勝利の旗を掲げる~

9チームを構成した 15名のタイ人学生が、ニューデリーで行われた世界青少年発明工夫展(International Exhibition for Young Inventors: IEYI)2018 において、2つの金メダル、3つの銀メダル、2つの銅メダルと、5つの特別賞に輝いた。中国、インド、台湾、ベトナム、マレーシア、インドネシア、シンガポール、ロシアおよびタイの9カ国からの参加者が、5日間のイベントで競い合った。タイ人学生への2つの金メダルは、稲籾から作られた水分吸収カプセル、および、バイオゴム組成物容器に対し、3つの銀メダルは、ランブータンの皮むき器、エチレンを吸収し菌類の成長を抑制する特別な性質を持つ袋、および、救急患者向けの医用検出シート塗布器具に対し、2つの銅メダルは、加圧され密封されたミルクの注ぎ器、および、マングローブの呼吸根用苗床に対し、それぞれ与えられた。

(2018年10月23日、タイネーション)

~タイの鉄道投資提案に対し日本が拒否したことを再確認する~

運輸省内の情報筋によると、日本はバンコクと北部チェンマイ間の高速鉄道プロジェクトへの共同投資には興味がないことを繰り返し、タイ単独で同スキームに投資すべきだと示唆した。日本のスタンスは、10月19-20日の、アーコム運輸大臣の訪日中の、アーコム運輸大臣と石井国土交通大臣との会合で再確認された。匿名を条件に情報筋は、日本が、高速鉄道プロジェクトはタイの資産であり、タイ政府が自身で遂行すべきあるとしている、と述べた。Chaiwat Thongkamkoon 運輸事務次官は、プロジェクトについての交渉は、結論に達していない、と述べた。この、バンコクからチェンマイまでを結ぶ延長670kmの鉄道プロジェクトの費用は4,000億バーツと見積もられている。このプロジェクトは2つのフェーズに分けられており、第1フェーズのバンコクからピサヌロークまでの380kmには、約2,760億バーツの費用が見込まれている。7月末に、タイ国有鉄道(State Railway of Thailand: SRT)は1日あたり乗客数がJICAのフィージビリティスタディによると予想の30,000人より66%低い10,000人であることを引用して、高速鉄道の赤字への懸念を表明していた。しかしながら、日本がプロジェクト費用に対する低金利ローンを提供することは可能である。

(2018年10月24日、バンコクポスト)

~タイの工場の強制捜査で総額 1,000 万バーツ相当の偽化粧品を押収した~

タイ食品医薬品局(Food Drug Administration, FDA)局長の Tares Krassanairawiwong博士によれば、FDAの監査官と消費者保護警察課(Consumer Protection Police Division, CPPD)の警官が、月曜日に、バンコクの Klong Sam Wa 地区の Soi Nimitr Mai 49 の住宅団地にある偽造化粧品の製造工場を強制捜査し、1,000万パーツ超の不正商品の押収に成功した。Tares 博士によれば、今回の強制捜査は、鉛、ステロイド、ハイドロキノンといった法律に違反し有害な成分を含んだ化粧品が当該工場で製造されたことが検査により発見されたことがきっかけとなり実施されたものである。 CPPD の副課長である、Sithatchakate Kruwattanasate 警察大佐によれば、同工場を運営していた 37 才の男性である

Sakont Honghad 容疑者が逮捕され、同容疑者は偽造化粧品を約1年に渡り製造していたことを認めた。Sakont 容疑者は、偽の安全でない化粧品、登録されていない化粧品、情報が完全には記載されていないラベルが付された商品、及び誤認に繋がるラベルが付された化粧品を製造していたとして、化粧品法違反に問われた。違反者には、5年未満の懲役及び又は500,000バーツを超えない罰金が科せられる。FDA 副局長の Surachoke Tangwiwat 博士は、FDA は、警察とデジタル経済社会省(Ministry of Digital Economy and Society)と協力し、違法化粧品をオンライン販売するウェブサイトの閉鎖に取り組むと述べた。Surachoke 博士は、禁止された物質を化粧品に使用することは大変に有害であり、幾つかの物質は体内に蓄積され、抹消神経や腎臓の損傷の原因となる、と述べた。

(2018年10月31日、バンコクポスト)

~タイにとって、中国と日本の間の雪解けは好ましい~

アメリカ、中国、日本といった大国間の貿易関係の移りゆく景観は、インド洋一太平洋地域のタイおよび他の開発途上国に利益をもたらすであろう、との話が、「アセアン経済共同体(ASEAN Economic Community: AEC)と東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)の開発および接続(Developing and Connecting the EEC with AEC)」と題する、Thai Research Fund-ASEAN Public Forumにおいて語られた。しかしながら、専門家は、タイは労働力の質を引き上げ、法規則の透明性を改善する必要がある、と述べた。チュラロンコーン大学のエコノミストであり、ASEAN専門家である Piti Srisangnam 氏は、トランプ大統領のおかげで、日本と中国がその関係の新時代を開くことができるようになった、と述べ、これらの新たな関係とともに、世界経済の中心は中国、インド、ASEANへと戻りつつあり、域内の開発途上国へ貿易と投資を注ぎ込めるようになった、と述べた。Piti 氏は、ほとんどの投資は、アジアへ、特に東南アジアへ向けられるであろう、と付け加えた。Piti 氏は、現在の投資家を固めて、新たな投資家からのより大量の貿易投資を誘引するために、タイは魅力的な市場規模、潜在成長性、輸送およびインフラ、リーズナブルな賃金水準、労働熟練度および税率といった、外国直

接投資を引き寄せるための必要な要素をすでに有していることを示す必要がある、と述べた。しかしながら、Piti 氏は、タイは必要な法環境と政治的安定性を未だ欠いており、また、急速な高齢化社会進展に伴う労働力不足も懸念事項である、と述べた。タイ投資委員会(Board of Investment: BOI)外国投資マーケティング部(Foreign Investment Marketing Division)の Sonklin Ploymee 部長も、Piti 氏の懸念を共有して、タイの人的資本はテクノロジカルイノベーションを運用するために必要とされる熟練労働力の点で、ライバルに遅れを取っている、と述べた。Piti 氏は、ASEAN はまた、東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)の実現化推進のための支援を行うことが必要である、と付け加えた。

(2018年11月2日、バンコクポスト)

~タイ東部経済回廊のビジョンが土地利用案から見えてきた~

東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)における土地利用のレイアウトに関する、最初の説明書草案が来月発行される予定である。Uttama 工業大臣は、昨日の EEC 開発のための特別委員会の会合の後で、EEC 政策委員会は来年、EEC 域内に投資する国内外の投資家と同様に、その域外に投資する国内外の投資家の説得に集中する計画である、と述べた。Uttama 工業大臣は、土地利用のレイアウトー水や電気を引くための公益事業設備、インフラおよび健康管理ーは、全ての種類の活動のために便益を最大化されることが求められ、EEC 委員会もまた公共事業・都市農村計画局(Department of Public Works and Town and Countery Planning)とともに緊密に働いている、と述べた。Uttama 工業大臣は、12 月初めに明らかにされる土地利用の当初案とともに、公聴会が6ヶ月以内に開催される見込みである、と述べた。他県を編入するための EEC 拡張計画は11月9日にEEC 政策委員会に提出される予定である。EEC 政策委員会の Kanit Sangsubhan 事務局長は、今回の委員会は、EEC 向けにターゲットとされている10分野の産業への投資を誘引する方法に集中する、と述べた。ターゲットとされている投資の50%は、いわゆる新Sカーブ産業に、残りは当初のSカーブ産業に振り向けられるこ

とが期待されており、その新Sカーブ産業のうちで、ターゲットとされる投資の約 20%はロボティクスに、20%は航空およびロジスティクスに、25%はバイオ燃料 およびバイオ化学に、25%はディジタル産業に、10%は医療ハブに向けられるこ とが期待されている。最終的には、約3,000億バーツが毎年 EEC 内に投資される 約3%の経済成長と組み合わせて、EEC からの貢献は ことが期待されている。 2019 年から 2023 年の間、平均年率 5%の GDP 拡大を支援すると見込まれてい Kanit 事務局長は、このことは世界経済の情勢次第であり、世界経済がよく る。 なければ、(GDP 成長は) 5%に届かないであろう、と述べた。昨日の会合はまた、 政府から認められた、1,000 億バーツの当初資金による EEC 開発ファンドの設立 について議論された。このファンドは、コミュニティの開発、EEC 開発により影響 を受ける人々の支援、ゾーン内および近隣の教育振興に用いられる計画である。タ イ政府の野心に戻ると、ヨーロッパ向けにはスタートアップとディジタル技術に、 日本向けにはロボティクス、航空、ディジタル技術およびスマートシティに、中国 向けには 10 のターゲット産業に向けた、EC ロードショーが開催される予定であ る。タイ投資委員会(Board of Investment: BOI)の Narit Therdsteerasukdi 副 事務局長は、2016 年に EEC が開始されて以降、EEC に対する投資恩典を求めた 申請は金額にして 7,200 億バーツに上る、と述べた。

(2018年11月2日、タイネーション)

~タイは HIV/Aids 治療薬製造の承認を得る~

世界保健機構(World Health Organization, WHO)は、タイの政府医薬品局(Government Pharmaceutical Organization, GPO)による抗ウィルス剤 "Efavirenz"の製造を許可した。この動きは、地域内の医薬品に掛かる費用を抑えることになるであろう。"Efavirenz"が、タイ及びアセアン地域で製造され、WHOの事前資格審査プログラム(WHO QP)を通過し、WHOのリストに掲載される初の医薬品である。GPO 理事長の Sopon Mekton 博士は、結果として、Global Fundや Unicef などの国際保健機関が後進国でタイ産の同医薬品を使用できるようになる、と述べた。GPO の最初の願書は、2016 年に提出され、WHO は、この8月に

GPO の申請を承認した。WHO の査察グループが、Pathum Thani 県の製造工場を 訪れ、製造工程を視察し、その製造工程が WHO の基準に沿って確実に実施されて いるかを確認した。この許可の有効期間は3年である。"Efavirenz"は、多くの場 合、"tenofovir"または"emtricitabine(Truvada)"と共に、大人、若者及び子供へ処 方される。GPO の Mukdavan Prakobvaitayakit 副理事長は、GPO は 16 年かけ て"Efavirenz"製造の為のインフラ設備を開発した、と述べた。タイ産の"Efavirenz" の市場価格は 600mg の錠剤 30 個入りで 1 瓶 180 バーツであり、輸入品の価格 は、1 瓶 1,000 バーツを上回る。 Mukdavan 副理事長によれば、 WHO による許可 が下りた後に、多くの国が GPO に対し、タイバージョンの同薬を彼らの国内で販 売するよう一歩踏み出してほしいと依頼した、とのことである。同副理事長は、フ ィリピンとカリブ海諸国を例に挙げた。フィリピンは、5,100 万バーツの予算で 300,000 瓶の発注を計画しているようだ。 GPO は今年、 GPO の生産能力のわずか 2.5%である 4,200 万錠を製造する予定である。強制実施権(Compulsory License) とは、政府が発行する許可証で、特許商品を第三者が特許所有者との契約書なしに 製造、または、特許保護された発明を使用することを許可するライセンスであり、 これは、特許保護の分野において、WHOの知的財産における同意-知的財産所有権 の貿易関連の側面における協定 (Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights, Trips) の柔軟性の一つである。GPO はこれまでに約 300,000 人の HIV/Aids 生存者向けに、Gold Card Scheme で知られるユニバーサル・ヘルス・ カバレッジ(Universal Health Coverage, UHC)の下で数種の医薬品を製造して きた。

(2018年11月3日、バンコクポスト)

~タイは東部経済回廊向けの人材開発を行える教育機関設立へ動く~

タイの高等教育部門は、新たな成長エンジンだけでなく、誇らしげに喧伝された東部経済回廊(Eastern Economic Corridor, EEC)へ目を向けて、将来に向けてギアを変え始めた。高等教育委員会事務局(Office of Higher Education Commissions, OHEC)の Suphat Champatong 副事務局長は、EEC のターゲット産業の開発に応

じたコースを準備する必要がある、と述べた。Suphat 副事務局長は、タイの前進 への支援を主導している高等教育機関のわかりやすい例として、CMKL 大学に言及 した。カーネギーメロン大学(Carnegie Melon University, CMU)とキングモンク ット工科大学ラートクラバン校(King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang により設立された CMKL 大学は、現在、工学分野での人材育成のた め、修士課程及び博士課程への出願を受け付けている。Suphat 副事務局長は、 OHEC は、タイにより新しい、質の高い大学を設立することや、成長のための新た なエンジンに見合う人材の育成に目を向けて、CMU 以外の多くの他の海外トップ 大学との交渉を進めていると述べ、例えば、ホスピタリティーとレジャーマネージ メントプログラムについてはスイスのレ・ロッシュ大学(Les Roches Global Education)と、航空宇宙工学プログラムについては日本の東京大学と、航空およ びロボティクスプログラムについてはイギリスのポーツマス大学(University of Portsmouth)と交渉を進めている、と述べた。一方で、タマサート大学の Gasinee Witoonchart 准教授は、Uttama 工業大臣と、EEC に最初の高等教育施設を設立 する計画に関する会合を行う予定である。Gasinee 准教授は、タマサート大学は、 チョンブリー県のパタヤキャンパスを開発してメディカルハブを創設し、メディカ ルイノベーション研究センターをも含めた、専門の医療施設として運営する予定で ある、と述べた。Gasinee 准教授は、パタヤキャンパスは 24,000 平方メートルの 敷地にコワーキングスペースやアクティブラーニングのためのスマートスペース、 およびビジネスコワーキングスペースを含めた、10の建物を有するタマサートイ ノベーションハブを運営する計画である、述べた。選択されたパタヤキャンパスは、 ウタパオ空港から 40 キロ、スワンナプーム空港から 12 キロ、また、レムチャバ ン港から27キロに位置する。タマサート大学は、既に、いくつかの組織と、協力 同意書に署名した。 パートナーには、タイ工業連盟 (Federation of Thai Industries, FTI)、MAIC Motor-CP、Banpu 及び Hong Kong Cyber Port が含ま れる。

(2018年11月5日、バンコクポスト)

~タイの政府職員はタイー中国経済協定に同意する~

タイは、中国との経済協力をアップグレードする計画を進めるべく、昨日、両国間 の貿易と経済パートナーシップの強化及び 2021 年までに両国間の貿易額を倍の 1,400 億米ドル(4兆 5900 億バーツ) とする、包括的なフレームワークに署名し た。商務省の Sontirat Sontijirawong 大臣によれば、この包括的な協力には7つ の重要分野である、貿易、投資、科学・技術、デジタル、観光、ファイナンス及び 地域経済協力が含まれる。貿易においては、2021 年までに、2017 年に 736 億 7,000万ドルであった両国間の貿易額を倍とすることなどが、投資においては、両 国にとってのターゲット産業である、次世代自動車、スマートエレクトロニクス、 ロボット、富裕層及び医療・福祉観光、農業及びバイオテクノロジー、未来の食品、 ロジスティックス及び航空などへの投資を促進することが合意された。科学、技術、 イノベーションにおいては、人材開発などを通じた協力強化が、デジタルにおいて は、サイバーセキュリティーや e-コマースなどへ集中した協力の強化が、合意さ れた。ファイナンスにおいては、タイと中国は、貿易及び投資の場でのバーツ及び 元の使用と、フィンテックの推奨で合意した。地域協力フレームワークについて、 タイと中国は、アセアン-中国間の自由貿易協定を最大限に活用するよう民間部門 を奨励すること、汎珠江デルタなどの地域協力の枠組との連結を構築することに合 意した。Sontirat 大臣は、中国は、世界最大の貿易相手国であって、タイへの外国 投資においても上位 10 ヶ国に入っており、アジアのみならず世界経済を牽引する 極めて重要な役割を果たす経済大国のひとつであることは否定できない、と述べた。 今年最初の9ヶ月間のタイ中国間の貿易額は、前年比11%増の、457億1,000万 ドルであった。タイからの重要な輸出品は、ゴム、ゴム製品、プラスチックペレッ ト、コンピューター及びその部品、及び化学品であった。一方で、中国からの主要 な輸入品は、電気機器及びその部品、機械類及びその部品、家庭用電化製品、化学 品及び自動車とその部品であった。

(2018年11月8日、バンコクポスト)

〜タイの空港を結ぶ高速鉄道に対する入札に、CP グループと BTS グループが応 札する〜

Charoen Pokphand(CP)と BTS Holdings Plc の 2 つのライバル企業グループが、 本日、価額にして総計 2,200 億バーツの、スワンナプーム、ドンムアン、ウタパ オの 3 つの主要国際空港を結ぶ高速鉄道建設のための入札に応じる。タイ国有鉄 道(State Railway of Thailand: SRT)の Voravuth Mala 総裁代行は、31 社が入 札案件文書を購入した、本日の高速鉄道プロジェクトに対する入札に、少なくとも 2 社が応札することを望んでいる、と述べた。Voravuth 総裁代行は、私たちは 2 つのグループの応札を望んでおり、そのようになれば、落札者を決定するために約 1ヶ月必要になる、と述べ、SRT は高速鉄道技術の採用にはオープンであり、いか なる国からのどのような技術についても、えこひいきしない、と述べた。Voravuth 総裁代行は、入札者はまた、新たな投資家を見つけてのちにプロジェクトに参加さ せることができ、しかしながらそれら新たな投資家は、入札案件文書の条件に従う 必要がある、と述べて、もし PTT グループも、落札者とともに投資に参加したい というのであれば、それは可能である、と述べた。SRT 内の情報筋によると、投資 家は、日本の自動列車制御装置(Automatic Train Control: ATC) や欧州、中国の システムのような、国際基準に合致したいかなる列車技術であっても採用可能であ る、とのことであり、応札者の決定には、フィナンシャルコストがより大きな要因 である、とのことである。CP グループのコンソーシアムは、Charoen Pokphand Holding、CP 子会社、中国鉄道建設総公司(China Railway Construction Corporation Limited: CRCC)、Bangkok Expressway and Metro Plc、Italian-Thai Development、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development: JOIN)、CITIC Group Corporation、華潤創業(China Resources (Holdings) Company Limited)、Siemens、ヒュンダイ、Ferrovie dello Stato Italiane、CRRC-Sifang および国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation: JBIC) から構成される。BTS の Surapong Laoha-Unya CEO によると、BTS グループの コンソーシアムは、BSR と呼ばれ、Sino-Thai Engineering and Construction Plc、

Ratchaburi Electricity Generating Holding Plc がパートナーとして参加している、と述べた。カシコン銀行の Patchara Samalps 頭取は、カシコン銀行は他の銀行とともにこの高速鉄道プロジェクトのための貸付に参加し、巨大プロジェクトであるので、シンジケートローンの一部を担うであろう、と述べた。

(2018年11月12日、タイネーション)

~タイと日本はともにイノベーションセンターを設立する~

タイと日本政府は、地元の食品産業に対し、タイ商品の価値の向上を目的として、三重県-タイランドイノベーションセンターを近日中に発足させる計画である。日本はタイ米の研究開発に興味を示しており、同センターに隣接したバンコクの国家食品研究所(National Food Institute)と協力してこのセンターを使用する予定である。工業省の Uttama Savanayana 大臣によれば、同センターはソムキット副首相が主催して11月14日にオープンする計画である。Uttama 大臣によれば、同センターはタイ政府と日本の JETRO との協力による、中小企業の商品のサポートを目的とするものであり、三重県のいくつかの産業からの64の中小企業がタイへの投資とともに省庁とのバイオエコノミー計画にも興味を示しているとのことである。同大臣は、タイ投資委員会(Board of Investment, BOI)の投資インセンティブに応えて最初に投資申請を行なったのが日本がであり、昨年は、800億バーツ程度を集めた、と述べて、両国政府の強固な外交関係に感謝する、と述べた。(2018年11月13日、バンコクポスト)

~タイで大麻特許獲得の企てが撃墜される/タイの研究者は大麻抽出物特許が拒絶されなければ知的財産局が訴えられると警告している~

商務省は、医療用途の可能性を求めた大麻抽出物の開発にブレーキをかけようとする不安を和らげようとしており、プロジェクトは政府の後援を得ていると述べた。また、商務省は、素晴らしい発明を独占しようとする外国企業の企てに反対することを言明し、知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)が外国企業からの出願を受理したが、本件は許諾されないであろう、と付け加えた。また、

ソンティラット商務大臣は、昨日、タイの法律に基づき大麻抽出物は特許できない ことを理由に、国内の研究者に件の大麻を使用した研究を続けるよう促した。内閣 は今日、国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)が法制化するため に前もって必要な手続である、17条からなる法案を認めるかどうかの決定を下す 予定である。法案が成立すれば、医療大麻は合法化される。現在、タイ特許法第9 条は、自然に存在する動植物から採取された抽出物に対する特許の発行を禁じてい る。DIP のトサポーン局長は、抽出物が他の物質と混合されて新たな医療処方を創 出した場合にのみ特許が認められる、と述べ、その場合には、イノベーションを考 えついたタイ人研究者を含む何人であっても特許を申請できる、と述べた。名前を 示されていない、外国企業は、2010年に、大麻抽出物の特許を許諾するよう商務 省に求めるとの請求を含む訴訟を提起した。 トサポーン局長は、出願の詳細は 2016年に知的財産局のウェブサイトで公開された、と述べた。 同局長は、90日 以内に異議申立の動きがなければ担当官は考慮のための次の段階に進める必要が あるが、結局は特許に対する異議が、特許法第9条に沿って行われるであろう、と 述べた。チュラロンコーン大学病院の Teerawat Hemachuta 博士は、そのような 問題を先取りするために、なぜ DIP は速やかにその出願を却下しなかったのか、 と疑問を呈している。ソンティラット商務大臣は、DIPは、書類を伴い正式に送付 された特許出願を受理するという国際的実務に縛られている、と述べた。医療用に 大麻製品を開発するための新工場へ 1 億 2,000 万バーツを投資しているタイ政府 医薬品局(Government Pharmaceutical Organization: GPO)により、大麻抽出 物に関する最新の論争が突然起こされ、また、大麻に関する規制緩和を支持してい る食品医薬品局(Food and Drug Administration:FDA)も、別個に、大麻の新た な利用をどのように規制するかの法の詳細を検討している。大麻はタイでは麻薬と して厳重に規制されている。

医療研究者は、知的財産局が大麻抽出物製品に特許を登録した後で、知的財産局を 釣り合いを取るために訴えることを表明している。DIPが、何人であっても大麻抽 出物の特許を所有することは不可能である、と主張しているにも関わらず、少なく とも 2 つの特許が大麻成分の製品に対して認められている。DIP のトサポーン局 長は、昨日、大麻抽出物を特許登録しようとするいかなる企ても考慮されていない、 タイの法律はハーブ抽出物を知的財産としてみなしていないことを明確に記述し ている、と述べた。同局長は、DIP は特許出願を公式手続の一部として受理したに すぎない、と述べ、職員には、必要とされる書類を送付した出願人に出願を取り下 げさせる権限はない、と述べた。しかしながら、Drug System Monitoring Mechanism Development Centre のマネージャーである Niyada Kiatying-Angsulee 博士は、DIP は、大麻抽出物を医薬として用いるというタイの人々の利 益を保護することに失敗した、と主張する。Niyada 博士は、DIP は、現在係属し ている全ての大麻抽出物特許を拒絶すべきであり、そうでなければ博士のセンター が DIP を訴える、と述べて、私たちが両手に余る大麻抽出物および大麻成分医薬 品特許出願が現在審査中であることを見つけたように、DIP はその義務を十分に果 たしていない、と述べた。また、Highland Network は少なくとも 2 件の大麻関連 特許がすでに許諾されており、うち1件はタイ人によるものであると報じている。 Niyada 博士は2つの許諾された特許は知的財産保護および法的登録の対象として 実際に適格であるかどうかをみるために再審査に付されるべきである、と述べた。 DIP のデータベースによると、大麻および大麻成分抽出物に関連する 25 件の特許 が出願されており、2件がまもなく認められ、15件が審査中で、8件が取り下げ られている。それらの出願人の国籍は、タイからの出願が2件ある以外は、アメリ 力またはヨーロッパからのものであるか、出願人の国籍は特定されていない。特許 された2件の特許番号は、タイ国籍の出願人による第0603000276号と、出願人 不詳の第 1103001237 号である。

(2018年11月13日、バンコクポスト、タイネーション)

~夕イの内閣は大麻の医療使用を許可するが、5年後の再審査を求める~

内閣は、昨日、大麻の医療使用を合法化する法案を、5年後の合法化再検討を条件に追加した上で承認した。同法案は、国民立法議会(Office of National Legislative Assembly, NLA)により起草されたもので、内閣の条件追加と承認を受けて、法制局(Council of State)、保健省(Public Health Ministry)及び麻薬取締委員会事務

局(Office of Narcotics Control Board, ONCB)からのコメントとともにとの更 なる審議のために NLA へ戻されることとなる。Puttipong Punnakanta 政府報道 官によれば、全体として、法案は大麻利用を医者と患者のみに留めるものである、 とのことであり、内閣は、大麻の合法化が施行となった後、少なくとも5年間は、 保健省が大麻の使用を厳格に管理し、5年が経過した後に、同法の有効性を審査す ることを記した仮の章を追加することを決定した。何人かの医師によれば、大麻は、 神経の損傷や癌からくる痛み、化学療法からくる吐き気や、HIV 患者の食欲不良に 使用し得る。また、発作や、慢性的な神経の炎症に有用である。しかしながら、、 患者の自宅での大麻の使用が許可された際に、政府機関が効果的に管理できるかに おける懸念が残る。タイ農業者会議(National Farmers Council, NFC) の Prapat Panyachartrak 議長は、昨日、今回の法案は、多国籍医薬品企業に便宜を図ったも のではないか、との疑問を表明した。Prapat 議長は、同評議会は、低価格で生産 可能な大麻について、農家自身が関与できる権利を望むと述べた。Prapat 議長は、 もし、農家が大麻を生産できれば、農家は良い収入を得ることができる、として、 ラオス産の大麻が 1Kg 当たり 5,000 バーツを下回ることはない、と述べた。 (2018年11月14日、タイネーション)

〜タイの活動家は大麻特許の請求に対し反撃する/タイ政府批判家は、知的財産局 は国益を毀損していると主張する〜

タイ国内の活動家の団体は昨日、タイ知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)は大麻抽出部に対する医薬特許申請を取り下げさせるべきである、と主張した。FTA watch の Kannikar Kijtiwatchakul コーディネーターはバンコクポスト紙に対し、これらの特許申請はタイの法律に違反していることが明確であるのに、DIP は申請を受理することで法を無視した、と述べた。Kannikar 氏は、DIP 局長は1週間以内にこれらの請求を急いで拒絶すべきであり、さもなければ、これらの案件に影響される全ての患者のネットワークを招いて、この問題を DIP 局長室で議論することになる、と述べた。Kannikar 氏は、タイ政府医薬品局 (Government Pharmaceutical Organization: GPO)のような、影響を受ける研

究グループが本件を裁判所に提訴するであろうと力説した。国内の活動家は、外国医薬品企業が12件の特許申請をDIPに行なっていることを発見した。もっとも多い出願人は、アメリカを拠点とするGW Pharmaceuticals と日本を拠点とする大塚製薬で、がん、および、てんかんの治療に関連するものである。影響を受ける国内の研究グループのひとつは、パトゥムターニー県の大麻栽培場に1億2,000万パーツを投資した、GPOである。GPOの理事長であるSophon Mekthon博士は、以前、DIP局長が博士に対し、DIPは法に背いて大麻製品に特許を認めることはできないことを伝えられている、と述べた。しかしながら、GPO理事会は、組織に発生するかもしれないリスクの評価を行う予定である。Sophon博士は、GPOがDIPを訴えるかどうかについては言及しなかった。voice内閣は昨日、医療用および研究用の大麻を合法化するための1979年麻薬法改正案を承認した。

タイ政府の批判家は昨日、DIP が医薬品多国籍企業に対し利益を与えるため、不適 切な大麻医薬品特許登録申請を考慮のため受理したことにより、故意にその法的義 務を無視した、と非難した。批判家は、手続過程において、DIPが大麻に基づくタ イの医薬品研究および開発を潜在的に毀損した、と述べた。FTA Watch によって 率いられる医薬品アクセス運動家は、昨日、DIP に受理した全ての大麻医薬品特許 出願を公開するよう要求し、また、DIP に知的財産法に違反する全ての大麻医薬品 特許登録を緊急に凍結するよう求めた。 FTA Watch は DIP が要求に従わない場 合、訴訟を起こすことを警告している。 医薬品特許とドラッグアクセスの専門家 である Achara Eksaengsri 氏は、医療大麻の合法化は現在進行中であり、GPO と ランシット大学により大麻抽出物からの新薬開発が行われていることを指摘した。 しかし、これらの努力の進展は、現在、大麻医薬品特許問題により、期限の定まら ない遅延に脅かされている。Achara 氏は、医薬品の研究開発は高価であり、誰し も無駄なプロジェクトには投資を望まないことから、システム中にこれら不適法な 特許出願をとどめておくことは、タイの大麻医薬品研究努力に深刻なダメージを与 えるであろう、と述べた。バイオタイ財団(BioThai Foundation)の Withoon Lienchamroon 会長は、多国籍医薬品企業による、タイにおける大麻医薬品特許の 登録は、知的財産法に明白に違反している、と述べ、知的財産法は、出願の受理時

に、DIP 局長が不適法な出願を却下できる権限を与えているにもかかわらず、DIP は何もしないことを選んだ、と述べた。Withoon 会長は、DIP の透明性の欠如についても非難した。DIP は、その特許検索システムを一般大衆により簡単にアクセスできるようにする改善に失敗したばかりか、特許出願のいくつかの詳細を秘密にしたままである。Withoon 会長は、透明性の欠如は、一般大衆がこれら特許出願の詳細を探ることを非常に困難にしている、と述べ、DIP は DIP が所持している大麻医薬品特許のすべての詳細を明らかにすべきであり、すべての審査されていない特許出願を拒絶すべきであると主張した。Withoon 会長は、もし DIP が我々の要求に応じない場合には、我々は法的アドバイスと支援を、GPO およびランシット大学のような、DIP の不作為により損失を受ける者に提供するとともに、DIP を法廷に訴える、と述べた。ランシット大学結合医薬・アンチエイジング学部 Panthep Puapongpan 学部長は、ランシット大学は DIP を訴える計画は現時点では有していないが、このオプションを採用することについてはオープンである、と述べた。(2018年11月15日、バンコクポスト、タイネーション)

~タイの大麻特許問題が周囲に拡大する~

商務省の任命した委員会は、反対勢力が計画する、大麻をある種の用途に解禁することに対する大きな反発により、論争となっている大麻抽出物特許出願の審査終了に1週間の期間を与えられた。ソンティラット商務大臣は昨日、政府批判家が法に反していると述べる、タイ知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)により取り扱われた出願手続を審査することを委員会に命じた。非政府の自由貿易協定監視機関である FTA Watch は、水曜日にアメリカおよび日本の企業により提出された出願は法を破っているが、未だ DIP により受理されていると主張している。現在、特許法第9条によれば、動植物から採取された自然の抽出物に対しては特許を発行することはできない。FTA Watch は、特許法第28条は、法に従わない特許請求を拒絶するための全面的な権限を DIP に与えていると述べる。DIP は、出願書類がすべて正しく整っているかを保証するために必要とされる、職員と専門家の不足に悩まされてきた。ソンティラット商務大臣は、このことが出願

の滞貨を招いている、と述べ、以前は、職員が出願を受け付けていたが、それらを審査する専門家がいなかった、と述べた。2016年に、政府は精密な調査過程をスピードアップすることを支援する、より多くの審査官を採用した。出願の結果は、人々がその内容を見て、いかなる異議も提出できるように、DIP ウェブサイトに掲載された。タイ政府医薬品局(Government Pharmaceutical Organization: GPO)は、本件が大麻抽出物の利用を望む研究者に対して起こり得る影響を心配している。ソンティラット商務大臣は、商務省の委員会は、論争を呼んでいる出願が大麻抽出物のための特許を得ることを目的としているかどうかチェックする必要があり、もしそうであれば、それら出願は法に触れるものである、と述べ、しかしながら、出願が大麻抽出物を新たな医薬品の処方の一部として用いる権利を求めるものであれば、その特許は許可されるであろう、と述べた。ソンティラット商務大臣は、特許請求を却下するには早すぎる、と述べている。

(2018年11月16日、バンコクポスト)

~タイ医薬品法は新薬の登録のスピードアップを支援する~

新薬事法はタイ国内外の専門家およびその所属組織に、医薬品登録出願の審査を許諾する計画である。昨日、内閣が新薬事法を承認した後で、Puttipong Punnakanta政府報道官は、このことは人々がより早く役に立つ医薬品にアクセスできるよう、登録プロセスのスピードアップを目指すものである、と述べた。現行の薬事法は1967年に施行されたもので、食品医薬品局(Food and Drug Administration: FDA)のみが医薬品の申請と承認を審査する官庁であったが、時々この作業がボトルネックとなり、登録が遅延していた。Puttipong政府報道官は、しかし、新法案は、FDAが最終審査のために申請を審査する専門家の雇用することを可能にした、と述べた。Puttipong政府報道官は、新法案はまた、申請料の最高額を1万バーツから5万バーツに引き上げた、と述べた。また、新法案が法律として施行された後は、タイの医薬品ライセンスに初めて有効期限が設定される。Puttipong政府報道官は、ライセンスは5年ごとに更新される必要がある、と述べた。

(2018年11月19日、タイネーション)

~タイの活動家は大麻特許出願の拒絶は十分ではないと主張する~

タイの活動家は、昨日、商務省が12件の大麻特許出願のうち1件を拒絶したこと は十分ではない、と述べた。昨日、ソンティラット商務大臣は、大麻特許出願の見 直しは、1件の特許出願がタイ知的財産法に違反しており、今週中に拒絶されるで あろう、と述べた。ソンティラット商務大臣は、先週開始された、論争となってい る大麻特許出願についての考慮の後で、知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)は1件の出願を拒絶する決定を下した、と述べた。拒絶された出 願は、知的財産法第9条に違反し、天然の大麻抽出物を特許登録しようとしたもの である。ソンティラット商務大臣は、民間分野が見つけた 11 件の大麻特許出願の うち、1 件のみがタイ知的財産法に違反していた、と述べ、DIP 局長に対し、タイ 特許法第 30 条に関する措置を注意深くフォローし、この出願を拒絶するように命 じた、として、この手続は今週中に行われるであろう、と述べた。FTA Watch の Kannikar Kijitiwatchakul 副代表は、この措置は不十分であると述べ、たった1件 の出願の拒絶は意味をなさず、まだ少なくとも 11 件の大麻医薬特許出願が DIP のシステム中にある、と述べた。Kannikar 副代表は、DIP はシステム中の全ての 大麻関連特許出願を開示すべきであると主張している。Kannikar 副代表は、DIP のシステム中には、未だ発見されていない、より多くの大麻特許出願が存在すると 主張した。ソンティラット商務大臣は、大麻特許出願の数について、現在、2件の 医薬出願がすでに放棄され、残りはシステム中にある、と述べた。残る8件の特許 出願は大麻抽出物に対するものではなく、大麻抽出物をその成分の一つとして含む 医薬品であり、よって、特許登録システムに則って合法的に進めることができるも のである。バイオタイ財団(BioThai Foundation)は、たとえこれらの出願が知的財 産法第 9 条に違反していないとしても、多くの疾患に対し長い間処方されてきた 大麻についてのタイの伝統的医療知識を複製したものであるから、新規な発明には 当たらず、知的財産法第 5 条に違反するであろう、と述べた。タイの研究者から の、研究開発への影響を懸念する声に対しては、ソンティラット商務大臣は、知的 財産法はイノベーションと新規な発明を奨励することを目的としており、タイの研 究者が大麻から新たな医薬品を開発することに何の問題もなく、研究者自身のイノベーションを保護するためにそれら医薬品の特許登録を行うことができる、と述べた。

(2018年11月20日、タイネーション)

~タイへの外国からの大麻特許出願が独占の恐怖を引き起こす~

タイ知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)における大麻関連 特許のすべての出願人は外国人であり、このことが大麻合法化への駆け込みが、あ る集団への独占の許可を計画して行われたのではないか、との疑念を引き起こして いる。ランシット大学統合医薬・アンチエイジング学部(Institute of Integrative Medicine and Anti-Aging)Panthep Phuaphongphan 学部長は、昨日、この動き は独占への道を開くのか?と尋ねた。Panthep 学部長によると、タイ人は未だ大麻 に基づく医薬品研究の実施を許諾されていないが、数名の外国人が、特許を求めて すでに出願を行なっている。これまでのところ、合計で11件から13件の間の出 願が行われ、それらのうちのいくつかはすでに拒絶されている。Panthep 学部長 は、DIPがすぐにこれらの出願をすべて放り出さない場合には、私たちは法的手段 を講じることを検討するであろう、と述べた。また、バイオタイ財団(BioThai Foundation)の Witoon Lianchamroon 代表も、DIP が 2 件の出願を特許しよう と計画しているとの報告を受け取った、と主張する。ここ数ヶ月間で、いくつかの 政府機関が医療大麻合法化を強力に推進した。多くのロビイングとともに、現在、 医療大麻合法化法案はすでに国民立法議会(National Legislative Assembly: NLA)へ送付されている。 NLA のメンバーである Somchai Swangkarn 氏は、金曜 に法案の審議を開始する予定であると述べて、審議期間として 60 日を必要とする との見方を付け加えた。しかし、NLA は大麻関連特許に対する懸念を無視しては おらず、昨日、証言を得るため DIP の代表者を喚問した。 DIP の Direk Boontae 副局長は、出願が違法であると見なされた場合には、特許出願は拒絶されるであろ う、と述べた。Direk 副局長は、数件の出願が 2004 年以来 DIP に提出されてお

り、しかし DIP はいかなる大麻関連特許についても決して許諾してはいない、と主張した。

(2018年11月21日、タイネーション)

~タイ・ドイトンコーヒーが日本航空で提供される~

日本航空(JAL)は昨日、来月より、バンコクー日本間の路線で、タイ北部山岳地帯で生育された、ドイトン(Doi Tung)コーヒーを機内で提供することを発表した。 JAL 森本 斉バンコク支店長は、年間約 30 万杯がバンコク路線で提供される見込みであると述べ、乗客の評判次第で、他の路線においても提供されるであろう、と述べた。

(S&I注:ドイトンコーヒーは、タイ北部チェンライ県の山岳地帯であるドイトン地域で生育されるアラビカ種のコーヒー豆で、元々は1988年に、麻薬撲滅、再森林化および貧困対策のための王室主導のプロジェクトの一部として、ケシ代替作物のうちのひとつとして栽培が開始された。タイの他、EUで地理的表示(Geographic Indication: GI)の認証を受けており、日本においても GI 認証を申請中である。) (2018年11月23日、バンコクポスト)

~ベトナムは TPP11 を批准する~

ベトナムは昨日、本年末に発効する、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP)(通称 TPP11)を批准した7番目の国となった。オーストラリアが先月、協定を批准した6番目の国となったことから、加盟国の過半数が公式に署名したこととなり、TPP11が12月末に発効する道筋がつけられた。ベトナムの急成長する輸出経済は、トランプ大統領が環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership: TPP)への加盟を中止するまでは、Adidasのシューズ、GapのTシャツ、サムスンの電話、といった安価な製造品が主要な販路としての、アメリカ市場へのオープンアクセスから巨額を得ることで成り立っていた。保護主義者の大統領は、TPPを「アメリカ製造業への死の一撃」と呼び、大統

領の本拠地において自身が見たであろう仕事を奪うものであるとして、ベトナムを選び出していた。この協定は、貿易、低関税および市場開放へ向けたより厳重な法的枠組へ向けて加盟国を結束するものである。協定はまた、共産主義であるベトナムにとって困難な問題である、新たな労働基準を紹介する。TPP11 は世界貿易の約 14%を占めており、加盟国はいつでもアメリカが再加盟することを歓迎する、と述べ、イギリスのような、非太平洋諸国にさえも門戸を開いている。

(2018年11月13日、バンコクポスト)

~中国の e-コマースに"Ababis"や"Star Wnrs"などの偽造商品がおびただしく 流入する~

名の知れた中国の e-コマースプラットフォームで販売されているスニーカーはア ディダス (Adidas) のように見えるが、ブランド名は"Ababis"であった。カルバン クライン(Calvin Klein)に似通った下着は"Caiwen Kani"と名付けられていた。 特定のブロックバスター映画を異常なほどに模した玩具には、"Star Wnrs"の使用 を選択したようだ。中国は、大々的な年間行事であるオンライン販売イベント" Singles Day"を 11 月 11 日(日)に開催した。"Singles Day"は、米国の"Black Friday"に相当する中国のイベントである。買い物客は、企業の模倣製品の販売防 止に対する努力にかかわらず、いまだに、アリババ社の Taobao アプリで安い模倣 品を見つけることができる。米国及びヨーロッパの企業は、長い間、中国での知的 財産の窃盗に苦情を申し立てており、これは、米国-中国間の貿易摩擦の中核的な 問題である。中国の習近平主席は、今週、知的財産(IP)権保護に対する誓約を更 新した。また、e-コマース企業のプラットフォームで偽造品が販売されていた場合、 それらの e-コマース企業を罰する法律が 1 月 1 日から施行される。中国人ほぼ全 員のスマートフォンに Taobao アプリがインストールされており、これが、Taobao を 6,340 億人の月間利用者を持つ世界最大のトレーディングプラットフォームへ と仕立て上げた。同プラットフォームで販売されている大半の商品は正規品である が、偽造品も多く存在する。"Ababis"のスニーカーは"Adidas"独自の 3 本線に代 わり4本線からなり、たったの39元(185バーツ)である。"Balenciaca"のスニ

ーカーは、Kim Kardashian が履いている"Balenciagas"の正規品に非常に似通っ ており、価格はたったの 18 米ドルである。偽"Louis Vuitton"のハンドバッグは、 正規品よりずっと安価で、たったの 17 米ドルで販売されている。北京の道を行く 人々は、AFP のジャーナリストが見せた商品が本物であるかどうかの判断に苦戦 していた。スターウォーズの小さな TIE Fighter のレゴシリーズの価格は、パッケ ージの詳細"Lepin"や"Star Wnrs"を自発的に無視すると2米ドルで購入できる。 アルコール分野では、"Jack David"の名でウイスキーが提供される一方で、通常に はない"The Heart of Freedom"、"Bravespirit"、"Dragon Were General"と名付 けられたボルドーワインを販売している。2016年に Taobao は、海賊版、模倣品 及び知的財産侵害をもって、米国通商代表部(Office of U.S. Trade Representative, USTR)のブラックリストへ"最も悪評高い"市場として戻ること となった。欧州連合知的財産庁(EU Intellectual Property Office, EUIPO)によ れば、模倣品は、欧州に対し年間 434,000 人分の仕事または 600 億ユーロ(2 兆 2,000 億バーツ) の損失を与えている。アリババ社は、小企業が自身の知的財産権 を容易に保護できることを考慮したと述べている。また、法執行捜査及び侵害者を 法廷へ連れて行くことをサポートすると述べた他、昨年は48名の偽造者を告訴し た、と述べた。プラットフォームへの掲載停止の要求数は、2017年9月から2018 年8月の間に44パーセント低下した。パリを拠点とする Union of Manufacture の Delphine Sarfati-Sabreira 代表は、2 社に1 社は、模倣品の被害者であり、模 倣品により彼らは取引高の 10%を失っていると述べた他、小企業は、困難に直面 しており、諦めるか、最悪の場合は倒産に追い込まれている、と述べた。オンライ ン小売プラットフォームにおける偽造品の叩き出しを目的とした法が 1 月に施行 となるが、いくつかの企業は、引続き疑いをもっているようだ。フランスのワイン 会社"La Guyennoise"の輸出コンサルタントを務める Hubert Ricard 氏は、これ は全くの偽善行為であり、いくつかの地方政府機関は多くの場合、ワインの模倣品 の製造や流通に関与している、と述べた。

(2018年11月13日、タイネーション)

~東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の問題に進展が見られた~

東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)を支持する国々が今年、17項目の貿易課題を解決し、また、未決定で持ち越した事項については来年の終結を目指す。RCEPはASEAN10カ国と、アジア太平洋地域の、ASEANが自由貿易協定を有するオーストラリア、中国、インド、日本、韓国およびニュージーランドの6カ国の間で提案された自由貿易協定である。Chutima Bunyapraphasara 商務副大臣は、プラユット首相が先週、第3回 ASEAN 首脳会合と並行してシンガポールで開催された第2回 RCEP 首脳会合に参加し、RCEP 首脳は大きな進展があったことを報告し、全ての交渉が、タイが ASEAN 議長国となる来年に完結するとの宣言を強調した、と述べた。交渉は、税関手続および貿易設備、国家調達、公衆衛生手段および作物へルスケア、技術規則、経済協力、中小企業および制度、監視、査察およびモニタリングのための共同委員会設立の7分野について行われた。交渉家庭にあり、来年終結すると見込まれている課題には、製品、サービスおよび投資に対する市場開放、競争政策、知的財産、および、原産地規則が含まれる。

(2018年11月16日、タイネーション)